

新型コロナウイルス感染症  
緊急経済対策における  
税制上の措置について

公認会計士 鈴木 一樹

# 1. 内容

1. 納税猶予制度
2. 納税期限の延長
3. 欠損金の繰戻還付
4. 固定資産税等の軽減
5. 消費税の課税選択の変更に係る特例
6. その他

## 2. 納税猶予制度の特例(1)

### (1) 内容

ほぼ全ての税目を対象に、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する。

### (2) 要件

- ① 一時に納税を行うことが困難なこと
- ② 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1月以上の任意の期間)において、「事業等に係る収入」が大幅に減少(前年同月比概ね20%以上の減少)していること(黒字であっても収入減少の要件を満たしていれば可)

\*「事業等に係る収入」=売上、給与収入、不動産賃貸収入等  
(一時所得は含まない)

# 3. 納税猶予制度の特例(2)

## (3) 適用対象

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税に適用(印紙税を除く)

## (4) 申請

- ① 令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請
- ② 原則として、収入や現預金の状況が分かる書類(売上帳、現金出納帳、預金通帳のコピーなど)の提出が必要。ただし困難な場合は口頭も可



## 4. 納税期限の延長

- ①新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に所得税・法人税等を申告・納付できない場合、個別の申請による個別延長が認められる。
- ②この個別の申請は申請書を別途作成する必要はなく、申告書を提出する際に、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記することで足りる。
- ③この場合、申告期限及び納付期限は申告書の提出日となる。

○ 書面の申告書で申告・納付期限延長を申請する場合の記載例

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【法人税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

	令和 年 月 日	税務署長様	法人区分	青色申告 一連番号	
納税者 （フリガナ）	電話番号	会社番号	法人区分	青色申告 一連番号	各種課税 の所得に係る 申告書
法人名		西支区分	代表者氏名	代表者氏名	
法人代表者 の氏名		代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	
代表者 の住所		高付番号	高付番号	高付番号	

【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

6 K 0 3 0 4

第3 (1)号様式	令和 年 月 日	税務署長様	5 番 号	5 番 号	5 番 号
納 税 者 （フリガナ） 及 び 略 号	電話番号		申告年月日	申告年月日	申告年月日
			西支区分	西支区分	西支区分

○ 各種会計ソフトを利用して e-Tax で申告・納付期限延長を申請する場合の入力例

【法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税申告書の e-Tax ソフトの入力例】

電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書の「電子申告及び申請・届出名」欄等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

X 法人税申告書		X 消費税申告書	
X 法人税申告書		X 消費税申告書	
電子申告及び申請・届出による添付書類送付書			
法人税申告書 消費税申告書	法人番号 〒 東京都千代田区豊洲 1-1-1 法人等の名称 株式会社 ABC	代表者氏名 代表者住所 〒 東京都千代田区豊洲 1-1-1	法人税申告書 消費税申告書
	電子申告及び申請・届出による 添付書類について、次のとおり 送付します。	電子申告及び申請・届出による 添付書類 新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請	電子申告及び申請・届出による 添付書類 新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

【源泉所得税（所得税徴収高計算書）の記載例】

所得税徴収高計算書の「備考」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記載してください。

The image shows a screenshot of a Japanese tax form titled "源泉所得税（新付書） 所得税徴収高計算書 領収済通知書". The form is divided into several sections. At the top, there are fields for the taxpayer's name (32309), address, and company name. Below these are sections for "所得者の氏名" (Taxpayer's Name), "所得者の住所" (Taxpayer's Address), and "所得者の会社名" (Taxpayer's Company Name). The main body of the form contains a grid for reporting income and tax amounts. At the bottom left, there is a large empty box labeled "備考" (Remarks). A red circle highlights this box, which contains the text "新型コロナウイルスによる納付期限延長申請" (Application for extension of payment deadline due to COVID-19). To the right of the "備考" box, there are fields for "本税" (Main Tax), "附加税" (Additional Tax), and "合計額" (Total Amount). The form also includes a section for "納付期限" (Payment Deadline) and a circular stamp area.



# 5. 欠損金の繰戻還付（法人税）

（内容）

中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人）の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について繰戻還付を受けることができることとなった。（これまでは中小企業者等（資本金1億円以下の法人）にしか適用が認められていなかった。）

\* 還付金額＝前事業年度の法人税額

× 当事業年度の欠損金額／前事業年度の所得金額

# 6. 固定資産税等の軽減(1)

## (1) 内容

一定の要件を満たす中小企業者等が認定経営革新等支援機関等の認定を受けて市町村に申告した場合、固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1またはゼロとする。

## (2) 要件

- ①令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上が、前年の同期間と比べて30%以上減少していること
- ②令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受け確認書を発行してもらうこと(認定経営革新等支援機関等は会計帳簿等で①の要件を満たすか確認)

# 7. 固定資産税等の軽減(2)

## (3) 対象資産

償却資産

事業用家屋

## (4) 適用年度

令和3年度の課税分のみ

## 8. 固定資産税等の軽減(3)

### (5) 軽減額

- ・令和2年2月～10月までの任意の3か月の売上の前期比

①30%以上50%未満減少

軽減額＝2分の1

②50%以上減少

軽減額＝全額

# 9. 消費税の課税選択の変更に係る特例(1)

(1) 税務署に申請し承認を受けることにより、課税期間開始後であっても、消費税の課税事業者を選択する(やめる)ことができる。

## ① 対象事業者

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少(前期同期比概ね50%以上)している事業者

② 本特例を適用した場合、2年間の継続適用要件等は適用されない

# 10. 消費税の課税選択の変更に係る特例(2)

③原則として、特定課税期間の確定申告期限前までに、承認申請書を税務署に提出する。

\* 特定課税期間＝事業としての収入の著しい減少のあった課税期間

(2)新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(やめる)必要が生じた場合、税務署長の承認により、その適用を受ける(やめる)ことができる。

# 11. その他

## (1) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

- ・ 経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき、デジタル化設備を取得した場合、即時償却又は設備投資額の7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除を受けることができる。

## (2) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- ・ 適用期限を令和5年3月31日まで延長